



低コスト・高収益な産地体制への転換を支援するため、平成27年度まで「攻めの農業実践緊急対策事業」を実施しています。

事業の概要

① 効率的機械利用体系構築事業（作付体系の効率化への支援）

担い手への機械作業集約にとまない必要となる高性能機械等のリース導入や既存機械の再利用・廃棄、高収益な作物への作付転換の取組を支援します。

② 高収益品目等導入支援事業（中山間地域等での高収益作物等の導入支援）

野菜や花きなどの高収益な作物の導入に地域一体となって取り組む農業者に対し、農業機械・設備のリース導入やパイプハウスなど簡易施設、補助暗きよの施工経費等を支援します。

③ 集出荷・加工処理施設の再編合理化への支援

集出荷施設や加工処理施設の再編・合理化を推進するため、JAや加工等を営む事業者が有する施設の機能向上等に必要な設備の導入等を支援します。

具体的な助成内容

助成対象者

農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、
その他農業者の組織する団体、農業協同組合、農業サービス事業体及び公社

助成内容

① 効率的機械利用体系構築事業（作付体系の効率化への支援）

対象経費	対象機械・機具等	主な要件	
機械のリース導入 〔助成率：本体価格の1/2以内〕	農業用機械等 (トラクタ、田植機・播種機、防除機、コンバイン、乾燥機などの農業機械、耕うん整地用機具などのアタッチメント) ※機械の種類により、導入の下限面積が定められている場合があります。	○5人以上が参加して計画を作成	○1台50万円以上の機械 ○助成金はリース会社へ支払
機械の再利用(オーバーホール) 〔助成率：1/2以内〕		○参加者の中で担い手を決定し、担い手に機械作業を集約	非担い手が所有する機械を担い手が再利用する場合
機械の廃棄 〔助成額：2万円以内〕		○生産コストを1割削減	非担い手が所有する機械で取得価格50万円以上のもの

※ 対象機械・機具や申請の具体的要件など、詳細は関係機関へお問い合わせください。

具体的な助成内容(つづき)

助成内容

② 高収益品目等導入支援事業（中山間地域等での高収益作物等の導入支援）

対象経費	対象機械・機具等	主な要件	
機械・機器・設備のリース導入 〔助成率：本体価格の1/2以内〕	○農業用機械等（耕うん整地用機具などのアタッチメントを含む）	○条件不利地域以外での取組は、「効率的機械利用体系構築事業」に参加した非担い手で、参加者の6割以上であること ○条件不利地域（中山間地域）では、5人以上の参加または1ヘクタール以上の取組であること	○1台50万円以上の機械 ○助成金はリース会社へ支払
生産基盤の簡易な整備に必要な資材の購入 〔助成率：定額〕	○対象作物の導入に必要なもの（パイプハウスのパイプ・フィルム、永年性作物の苗木等）		領収書等を添付し精算払い
補助暗きよ等の施工 〔助成額：定額〕	○弾丸暗きよ、明きよ等の施工費		地域の標準的な作業受委託料金に照らし適正な単価であること

活用事例



参加者A
(担い手)

参加者B～E
(A以外の方)



米づくりの作業を集約

農地の利用権設定により規模拡大し効率的な米づくりをめざしたい。

➡ 規模拡大に対応した高性能農業機械等のリース導入を支援（補助率：1/2以内）

米づくりは担い手に任せ、野菜や花きの栽培で農業を続けたい。

➡ 野菜、花き等への転換に必要なパイプハウス用の資材の購入や設備のリース導入等を支援（補助率：定額、1/2以内）

事例

集落の農家A～Eの5名がこれまで個々に行っていた水稻の田植えや収穫・乾燥の作業を、認定農業者Aに集約し、認定農業者Aは、規模拡大を機に高性能田植機、コンバイン、乾燥機をリースで導入、一方、農家B～Eは、特産物であるトマトの施設栽培を導入・拡大

助成対象機械・機具や申請の具体的な要件など事業の詳細は、地域農業再生協議会（市町村またはJA）、最寄りの県農林事務所農業振興普及部・農業普及所にご相談ください。

- このチラシ全般に関する問い合わせは、
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（福島県水田畑作課）
福島市杉妻町2番16号 電話：024-521-7369 FAX：024-521-7942